

広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和4年6月7日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月12日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和5年6月7日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第28条の4第3項に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の承認申請があり、令和5年6月12日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。（資料4-1及び4-2）。

2. 変更の内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 事務局組織に関する業務規程の変更

2023年4月の電気事業法改正（※1）において、広域機関の目的に「供給能力の確保の促進」が明記されるなど、同機関の担う役割として供給力確保・管理が喫緊の課題となっているところ、この課題により効果的に対応するため、現状異なる部署が所管している供給計画のとりまとめ等と容量市場の運用管理について、1つの部署（需給計画部）に統合。（※2）

※1 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）

※2 部署統合については、2022年10月4日に開催された、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第5回電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループにおいて議論された。

(主な変更事項)

・「需給計画部」を事務局に置く旨を規定するとともに、「計画部」を「系統計画部」に名称変更する。

・容量市場の運用管理を実施する「容量市場センター」を需給計画部に置く旨を規定。

・新設する「需給計画部」・「容量市場センター」の業務分掌を規定するとともに、「企画部」・「系統計画部」・「運用部」の業務分掌を変更・整理する。

（２）長期脱炭素電源オークションに関する業務規定、送配電等業務指針の変更

脱炭素化の中での安定供給の実現に向けて、脱炭素電源への新規投資を一層促進するための入札制度（長期脱炭素電源オークション）が、容量市場の一部として2023年度から導入されることとなり、また、現行容量市場の運営主体である広域機関が、本制度における運営主体となることが総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会第八次中間とりまとめ（令和4年10月）及び第十一次中間とりまとめ（案）（令和5年4月）で整理されたことから、これに対応するため長期脱炭素電源オークションに関するルールを整備。

（主な変更事項）

- ・必要供給力を提供する電気供給事業者（容量提供事業者）を募集する容量オークションの一つとして、広域機関が長期脱炭素電源オークションを実施する等を規定。
- ・長期脱炭素電源オークション約定電源に対して求める、要件の達成有無を確認する方法について規定。

（３）広域予備率（翌々日）算出に伴う業務規程、送配電等業務指針の変更

広域機関は、需給状況の監視のため、電気事業者等に対して提出を求めている週間計画や翌日計画等の各種計画（需要計画、発電計画、調整電力計画等）に基づき、広域予備率を算出等している。

容量市場の実需給が開始される2024年度から、需給注意報発出を検討するため、翌々日断面における広域予備率を算出することが広域機関の第48回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において整理されたところ、これに対応するため、翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関するルールを整備。

（主な変更事項）

- ・広域機関は、翌々日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨を規定。
- ・電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画を提出する旨を規定。

（４）調整力の卸電力取引市場供出に伴う送配電等業務指針の変更

電源の有効活用及び社会コスト低減の観点から実需給が近づき余剰となることが明らかになった三次調整力②を卸電力取引所の時間前市場へ供出すること及び電圧・周波数の維持を担う一般送配電事業者が入札主体となることが、第69回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会において提案された。

時間前市場において売り約定した場合、一般送配電事業者は発電・販売計画を広域機関に提出する必要があるためルールを整備。

（主な変更事項）

- ・一般送配電事業者等は、1時間前取引により電気を販売する場合、発電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

78 3. 認可申請に係る意見

79 変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会
80 として、資料４－３及び４－４のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答す
81 ることとしたい。
82

83 <参考>電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）抜粋

84 （業務規程）

85 ・第二十八条の四十一

86 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定め
87 る事項を記載しなければならない。

88 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による
89 指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示
90 の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

91 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなけれ
92 ばならない。

93 （送配電等業務指針の認可）

94 ・第二十八条の四十六

95 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更
96 （経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同様とする。

97 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも
98 適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

100 一 内容が法令に違反しないこと。

101 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。

102 三 不当に差別的でないこと。

103 3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認め
104 るときは、推進機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければなら
105 ない。

106 4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅
107 滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

108 （委員会の意見の聴取）

109 ・第六十六条の十一

110 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければなら
111 ない。

112 一～四 （略）

113 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の
114 十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二
115 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただ
116 し書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を
117 含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の
118 四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一
119 項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとする
120 き。

121 六～十六 （略）

経済産業省

20230607資第14号

令和5年6月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和5年6月7日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第108条の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり。

経済産業省

20230607資第15号

令和5年6月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和5年6月7日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6－2－15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。

2 変更しようとする年月日

令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第138条から第141条まで（第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。）の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>5</u> 年 4 月 3 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 5 年 4 月 3 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 （略） 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」（２０１５年資電部第１６号）をいう。 三十一～四十五 （略）		（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 （略） 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」（２０１５年資電部第１６号）をいう。 三十一～四十五 （略）	
（事務局） 第 1 0 条 （略） 2 （略） 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 （略） （新設） <u>三 計画部</u> <u>四～八</u> （略） 4・5 （略） （新設） <u>6</u> （略） <u>7</u> 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。 <u>8</u> （略）		（事務局） 第 1 0 条 （略） 2 （略） 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 （略） <u>三 需給計画部</u> <u>四 系統計画部</u> <u>五～九</u> （略） 4・5 （略） <u>6 需給計画部に、容量市場センターを置く。</u> <u>7</u> （略） <u>8</u> 各部等 <u>並びに容量市場センター</u> 及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。 <u>9</u> （略）	
別表 2－1 組織の業務分掌		別表 2－1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	（略）	総務部	（略）
企画部	<u>容量市場の設計・運用管理</u> 、調整力の在り方の企画・立案、 <u>需給調整市場の制度設計</u> 、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	企画部	<u>容量市場・需給調整市場の制度設計</u> 、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
（新設）	（新設）	<u>需給計画部</u>	<u>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）</u> 、 <u>電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）</u> <u>その他供給能力の確保の促進に関する事項</u>
	（新設）		<u>容量市場センター</u> <u>容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）</u>
<u>計画部</u>	<u>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</u>	<u>系統計画部</u>	<u>流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）</u> 、 <u>系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u>
運用部	<u>需給に関する計画の取りまとめ</u> 、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整	運用部	<u>需給に関する取りまとめ</u> 、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整
<u>運用部（広域運用センター）</u>	（略）	<u>広域運用センター</u>	（略）
再生可能エネルギー・国際部	（略）	再生可能エネルギー・国際部	（略）
政策調整室	（略）	政策調整室	（略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
紛争解決対応室	（略）	紛争解決対応室	（略）
監査室	（略）	監査室	（略）
（容量オークション） 第３２条の２　本機関は、法第２８条の４０第１項第５号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第２条第１項第８号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。 一　（略） 二　追加オークション　メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア　（略） イ　リリースオークション　追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第３２条の１２第１号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札 （新設）		（容量オークション） 第３２条の２　本機関は、法第２８条の４０第１項第５号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第２条第１項第８号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。 一　（略） 二　追加オークション　メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア　（略） イ　リリースオークション　追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第３２条の１２第１号オにて定義する。）に定められた容量をリリースする容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札 三　長期脱炭素電源オークション　長期脱炭素電源オークション募集要綱（第３２条の２３の２において準用する第３２条の１２に定める長期脱炭素電源オークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するために実施する入札	
（事業者情報の登録申込みの受付） 第３２条の６　本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。 ２　（略）		（事業者情報の登録申込みの受付） 第３２条の６　本機関は、容量オークションの募集要綱に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。 ２　（略）	
（容量確保契約の締結、変更及び解約） 第３２条の１９　本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。 一～七　（略） 八　容量確保契約の変更又は解約の条件 九　（略） ２　（略） ３　本機関は、第１項第８号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。		（容量確保契約の締結、変更、解除及び解約） 第３２条の１９　本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。 一～七　（略） 八　容量確保契約の変更、解除又は解約の条件 九　（略） ２　（略） ３　本機関は、第１項第８号の容量確保契約の変更、解除又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更、解除又は解約を行う。	
（容量確保契約の締結結果の公表等） 第３２条の２０　（略）		（容量確保契約の締結結果の公表等） 第３２条の２０　（略）	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
２・３ （略） ４ 本機関は、前条第３項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約<u>を変更</u>又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。	２・３ （略） ４ 本機関は、前条第３項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更、<u>解除</u>又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約<u>の変更、解除</u>又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。
（追加オークションの実施判断） 第３２条の２１ 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二 （略） ２～６ （略）	（追加オークションの実施判断） 第３２条の２１ 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二 （略） ２～６ （略）
（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第３２条の２２ 第３２条の１２、第３２条の１４から第３２条の２０まで（<u>第３２条の１２第１号アを除く。</u>）の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。 ２ （略）	（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第３２条の２２ 第３２条の１２（<u>第３２条の１２第１号アを除く。</u>）及び第３２条の１４から第３２条の２０までの規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える<u>ものとする。</u> ２ （略）
（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第３２条の２３ 第３２条の１２（第３２条の１２第１号ア及びイ、第４号、第６号、第７号並びに第９号を除く。）及び第３２条の１６から第３２条の２０まで（第３２条の１９第１項第１号、第３号から第５号まで及び第７号を除く。）の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。 ２ 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>送配電等業務指針</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。	（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第３２条の２３ 第３２条の１２（第３２条の１２第１号ア及びイ、第４号、第６号、第７号並びに第９号を除く。）及び第３２条の１６から第３２条の２０まで（第３２条の１９第１項第１号、第３号から第５号まで及び第７号を除く。）の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える<u>ものとする。</u> ２ 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>リリースオークション募集要綱</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。
（新設）	<u>（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）</u> <u>第３２条の２３の２ 第３２条の１２（第３２条の１２第１号アを除く。）及び第３２条の１４から第３２条の２０までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</u>
（アセスメントの実施） 第３２条の３４ （略） ２ （略） <u>３ アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u>	（アセスメントの実施） 第３２条の３４ （略） ２ （略） <u>３ 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第５号から第８号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u> <u>一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の２年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>二 契約の締結状況の確認 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者が提供する電源のうち、需給調整市場における商品の要件を満たす機能を有するものについて、当該電源が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員と余力活用に関する契約を締結していることの確認を行う。</u> <u>三 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の２年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u> <u>四 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況（需給ひっ迫のおそれの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。</u> <u>五 供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までの提供実績の確認 容量提供事業者に対し、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までに供給力提供が行われていることの確認を行う。</u> <u>六 年間設備利用率の確認 長期脱炭素電源オークション募集要綱に定める変動電源により、供給力を提供する事業者に対し長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた最低限満たすべき年間設備利用率を達成していることの確認を行う。</u> <u>七 火力電源の脱炭素化の状況の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源について、長期脱炭素電源オークション募集要綱に定めるところにより、容量提供事業者が提出した脱炭素化へのロードマップに基づき、水素又はアンモニア等の利用による脱炭素化に向けた追加投資を行っていることの確認を行う。</u> <u>八 火力電源の脱炭素燃料（水素又はアンモニア等）による混焼比率の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源の発電に用いる燃料について、水素又はアンモニア等の比率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。</u>
（ペナルティ） 第３２条の４１ 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。 ア 容量確保契約を解約した場合 イ・ウ （略） 二 （略） ２～４ （略）	（ペナルティ） 第３２条の４１ 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。 ア 容量確保契約が解除又は解約となった場合 イ・ウ （略） 二 （略） ２～４ （略）
（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等） 第１０８条 （略） ２ 本機関は、前条第１項第３号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第１３３条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。	（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等） 第１０８条 （略） ２ 本機関は、前条第１項第３号アからウまでに定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第１３３条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌々日、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応） 第１２３条の３ （略） ２ （略）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応） 第１２３条の３ （略） ２ （略）

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）		
別表 9－1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織			別表 9－1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 （発令者： <u>総務部</u> <u>を管掌する理事</u> ）	需給ひっ迫警戒本部 （本部長： <u>総務部</u> <u>を管掌する理事</u> ）	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 （発令者： <u>事務局</u> <u>長</u> ）	需給ひっ迫警戒本部 （本部長： <u>事務局</u> <u>長</u> ）
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 （発令者：理事長）	需給ひっ迫非常対応本部 （本部長：理事長）	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 （発令者：理事長）	需給ひっ迫非常対応本部 （本部長：理事長）
（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 （略） 2 ～ 7 （略）			（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 （略） 2 ～ 7 （略）		
別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織			別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 （発令者： <u>総務部</u> <u>を管掌する理事</u> ）	警戒本部 （本部長： <u>総務部</u> <u>を管掌する理事</u> ）	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 （発令者： <u>事務局</u> <u>長</u> ）	警戒本部 （本部長： <u>事務局</u> <u>長</u> ）

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）			次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）	
附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</u> 二 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。）</u> 別表1 （略）					附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>募集要綱に定める安定電源</u> <u>二 募集要綱に定める変動電源（複数の電源を組み合わせる場合を除く。）</u> 別表1 （略）				

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本規程は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第108条の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成27年4月28日施行 令和5年4月3日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 5 年 4 月 3 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>（容量オークションの参加条件）</u> 第 1 5 条の 4 <u>業務規程第 3 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により本機関が実施するメインオークシヨンの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</u> 一 <u>次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が 1, 0 0 0 キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。</u> ア <u>水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）</u> イ <u>火力電源</u> ウ <u>原子力電源</u> エ <u>再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）</u> 二 <u>次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が 1, 0 0 0 キロワット以上の供給力（同一の一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が 1, 0 0 0 キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）であること。</u> ア <u>水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</u> イ <u>再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</u> 三 <u>次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）第 1 条第 2 項第 7 号に定める特定抑制依頼をいう。）等により、期待容量が 1, 0 0 0 キロワット以上の供給力（同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる提供する事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。</u> ア <u>安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物</u> イ <u>特定抑制依頼</u> ウ <u>期待容量が 1, 0 0 0 キロワット未満の発電設備等</u> 2 <u>業務規程第 3 2 条の 2 第 2 号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。</u> 一 <u>業務規程第 3 2 条の 2 第 2 号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。</u> ア <u>前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第 3 号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</u> イ <u>発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。</u> ウ <u>発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保</u>	第 1 5 条の 4 <u>削除</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</u> <u>二 業務規程第３２条の２第２号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第１号から第３号までのいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第３号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</u>	
（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第１５条の９ 第１５条の７の規定は、調達オークションの場合に準用する（<u>ただし、第１５条の７条第２号は</u>除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。 <u>二 第１５条の４第２項第１号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u>	（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第１５条の９ 第１５条の７の規定は、調達オークションの場合に準用する（<u>第１５条の７第２号を除く。</u>）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と、<u>「第３２条の１２」とあるのは、「第３２条の２２において準用する業務規程第３２条の１２」と読み替えるものとする。</u> <u>二 調達オークション募集要綱の参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u> <u>二 調達オークション募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）</u> <u>二 調達オークション募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）</u>
（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第１５条の１０ 第１５条の７の規定は、リリースオークションの場合に準用する（<u>ただし、第１５条の７第２号及び第３号は</u>除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。	（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第１５条の１０ 第１５条の７の規定は、リリースオークションの場合に準用する（<u>第１５条の７第２号及び第３号を除く。</u>）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と、<u>「第３２条の１２」とあるのは、「第３２条の２３において準用する業務規程第３２条の１２」と読み替えるものとする。</u>
（新設）	<u>（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）</u> <u>第１５条の１０の２ 第１５条の７の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する（第１５条の７第２号を除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と、「第３２条の１２」とあるのは、「第３２条の２３の２において準用する業務規程第３２条の１２」と、読み替えるものとする。</u>
（供給力確認対象事業者の条件） 第１５条の１２ 業務規程第３２条の２４第１項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった<u>発動指令電源提供者</u> 二 （略）	（供給力確認対象事業者の条件） 第１５条の１２ 業務規程第３２条の２４第１項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった<u>メインオークション募集要綱に定める発動指令電源により供給力を提供する事業者（以下「発動指令電源提供者」という。）</u> 二 （略）
（アセスメント） 第１５条の１７ <u>本機関が業務規程第３２条の３４の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>二 電源等リストの確認 第１５条の１２第１号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。</u> <u>二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の２年前に、テスト対象事業者に対して実行性テスト</u>	（アセスメント） 第１５条の１７ （削る）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>の実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u> <u>三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。</u> <u>四 F I P 電源及びF I T 電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I P 電源及びF I T 電源の該当有無の確認を行う（国に対し、必要な情報の提供を求める。）。</u> <u>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</u> <u>ア 本機関は、別表 8－4 に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</u> <u>イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</u> <u>ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。</u> <u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</u>	一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、<u>業務規程第 3 2 条の 3 4</u> のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 <u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</u>
（差替先電源等情報の登録条件） 第 1 5 条の 1 8 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 <u>第 1 5 条の 4 第 2 項第 1 号ア又はイに掲げる</u>調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。 二 （略） 2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 <u>第 1 5 条の 4 第 2 項第 1 号ア又はウに掲げる</u>調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。 二 （略） 3・4 （略）	（差替先電源等情報の登録条件） 第 1 5 条の 1 8 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 <u>容量市場における入札ガイドライン（以下この条において「入札ガイドライン」という。）に定める</u>調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。 二 （略） 2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 <u>入札ガイドラインに定める</u>調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。 二 （略） 3・4 （略）
（電源等差替） 第 1 5 条の 1 9 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。 一・二 （略）	（電源等差替） 第 1 5 条の 1 9 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。<u>なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークションで落札している電源については申込みを行うことはできない。</u> 一・二 （略）

変 更 前（変更点に下線）							変 更 後（変更点に下線）						
（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 （略） <u>七 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる場合</u> 2 ・ 3 （略）							（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 （略） （削る） 2 ・ 3 （略）						
（広域連系系統の工事が含まれる契約申込み <u>等</u> の報告） <u>第 9 1 条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u> <u>一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</u> <u>二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</u> <u>三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれることが判明した場合</u>							（広域連系系統の工事が含まれる契約申込みの報告） <u>第 9 1 条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u>						
（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（ <u>卸電力取引所における</u> 翌日取引及び 1 時間前取引による調達を含む。以下同じ。））ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（ <u>卸電力取引所における</u> 翌日取引及び 1 時間前取引による販売を含む。以下同じ。））ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 ～ 5 （略）							（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び 1 時間前取引による調達を含む。以下同じ。））ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び 1 時間前取引による販売を含む。以下同じ。））ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3 ～ 5 （略）						
別表 8 － 1 需要調達計画等の提出							別表 8 － 1 需要調達計画等の提出						
提出する計画	年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	（新設）	翌日計画	当日計画 （※ 1）	提出する計画	年間計画 （第 1 ～ 第 2 年度）	月間計画 （翌月、 翌々月）	週間計画 （翌週、 翌々週）	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 （※ 1）

変 更 前（変更点に下線）							変 更 後（変更点に下線）								
提出期限		毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	(新設)	毎日 午前 1 2 時 (※ 2)	3 0 分ごとの 実需給の 開始時刻の 1 時間前	提出期限		毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 2 時 (※ 2)	3 0 分ごとの 実需給の 開始時刻の 1 時間前	
提出 内 容	需 要 計 画	各月平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	各週平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	本機 関が指 定する 2 点 の時刻の日 別の需要電 力	(新設)	3 0 分ごとの 需要電力量	3 0 分ごとの 需要電力量	提出 内 容	需 要 計 画	各月平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	各週平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	本機 関が指 定する 2 点 の時刻の日 別の需要電 力	毎日 午前 1 0 時 (※ 2) (※ 3)	3 0 分ごとの 需要電力量	3 0 分ごとの 需要電力量
	調 達 計 画	各月平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	本機 関が指定 する 2 点の時 刻の日別の調 達分の計画値	(新設)	3 0 分ごとの 調達分の計画 値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値		調 達 計 画	各月平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	本機 関が指定 する 2 点の時 刻の日別の調 達分の計画値	毎日 午前 1 0 時 (※ 2) (※ 3)	3 0 分ごとの 調達分の計画 値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値
	販 売 計 画	各月平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	本機 関が指定 する 2 点の時 刻の日別の販 売分の計画値	(新設)	3 0 分ごとの 販売分の計画 値	3 0 分ごとの 販売分の計画 値		販 売 計 画	各月平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	本機 関が指定 する 2 点の時 刻の日別の販 売分の計画値	毎日 午前 1 0 時 (※ 2) (※ 3)	3 0 分ごとの 販売分の計画 値	3 0 分ごとの 販売分の計画 値
(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※ 3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。								
(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第 1 3 9 条 発電契約者並びに F I T 電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機 関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機 関に提出することができる。							(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第 1 3 9 条 発電契約者、1 時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機 関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機 関に提出することができる。								
2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、							2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が 1 時間前取引により販売する電気又は調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、								

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）								事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）							
三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）								三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）							
3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達 <u>及び供給</u> している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。								3 発電契約者、 <u>1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者</u> 並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。							
4 （略）								4 （略）							
別表8－2 発電販売計画等の提出								別表8－2 発電販売計画等の提出							
提出する計画		年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	<u>（新設）</u>	翌日計画	当日計画 （※1）	提出する計画		年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 （※1）
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	<u>（新設）</u>	毎日 午前12時 （※2）	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	<u>毎日 午前10時 （※2） （※3）</u>	毎日 午前12時 （※2）	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>（新設）</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>（新設）</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>（新設）</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
（※1）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。								（※1）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。							
（※2）提出日が休業日の場合も含む。								（※2）提出日が休業日の場合も含む。							

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
（新設）								<u>（※３）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>							
（需要抑制契約者による計画の提出） 第１３９条の２ （略） ２ 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達ががある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） ３ （略）								（需要抑制契約者による計画の提出） 第１３９条の２ （略） ２ 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達ががある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） ３ （略）							
別表８－３ 需要抑制計画等の提出								別表８－３ 需要抑制計画等の提出							
提出する計画		年間計画 （第１～第２年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	<u>（新設）</u>	翌日計画	当日計画 （※１）	提出する計画		年間計画 （第１～第２年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 （※１）
提出期限		毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午前１０時	<u>（新設）</u>	毎日 午前１２時 （※２）	原則、３０分 ごとの実需給 の開始時刻の １時間前	提出期限		毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午前１０時	<u>毎日 午前１０時 （※２） （※３）</u>	毎日 午前１２時 （※２）	原則、３０分 ごとの実需給 の開始時刻の １時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する２点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>（新設）</u>	３０分ごとの需要抑制電力量	３０分ごとの需要抑制電力量	提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する２点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>週間計画と同一２点の時刻の需要抑制電力</u>	３０分ごとの需要抑制電力量	３０分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売電力	<u>（新設）</u>	３０分ごとの販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する２点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一２点の時刻の販売電力</u>	３０分ごとの販売分の計画値	３０分ごとの販売分の計画値
	調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	<u>（新設）</u>	３０分ごとの	３０分ごとの		調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	<u>週間計画と同一</u>	３０分ごとの	３０分ごとの

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
	計画	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	する２点の時 刻の日別の調 達分の計画値		調達分の計画 値	調達分の計画 値		計画	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	する２点の時 刻の日別の調 達分の計画値	<u>一 ２点の時刻 の調達分の計 画値</u>	調達分の計画 値	調達分の計画 値
	ベ ー ス ラ イン	—	—	—	(新設)	３０分ごとの 計画値	３０分ごとの 計画値		ベ ー ス ラ イン	—	—	—	<u>二</u>	３０分ごとの 計画値	３０分ごとの 計画値
(※１) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※２) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)								(※１) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※２) 提出日が休業日の場合も含む。 <u>(※３) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>							
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第１４０条 再生可能エネルギー電気特措法第１７条第１項第２号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第５項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>週間計画以前</u> の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） ２・３ （略）								(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第１４０条 再生可能エネルギー電気特措法第１７条第１項第２号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第５項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>翌々日計画以前</u> の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） ２・３ （略）							
(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第１４１条 （略） 別表８－４ 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出								(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第１４１条 （略） 別表８－４ 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する 計画	年間計画 (第１～ 第２年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画		提出する 計画	年間計画 (第１～ 第２年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 ３月２５日	毎月２５日	毎週木曜日	(新設)	毎日 １７時３０分 <u>(※)</u>	３０分ごとの 実需給の開始 時刻の１時間		提出期限	毎年 ３月２５日	毎月２５日	毎週木曜日	<u>毎日 １７時３０分 (※１)</u>	毎日 １７時３０分 <u>(※１)</u>	３０分ごとの 実需給の開始 時刻の１時間	

変 更 前 (変更点に下線)								変 更 後 (変更点に下線)								
							前							<u>(※2)</u>		前
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	(新設)	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	<u>週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力</u>	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	(新設)	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力		供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	<u>需要電力に対 する供給電力</u>	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	(新設)	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力		供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	<u>需要電力に対 する予備力</u>	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	(新設)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)		供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	<u>需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)</u>	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)
(※) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)								(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。								

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)
本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで（第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。）の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

〔参考１〕 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第２８条の４１第３項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第２８条の４６第１項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕 関連条文

■ 電気事業法
(業務規程)

- 第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
- ２ 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。
- ３ 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(送配電等業務指針の認可)

- 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更（経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同様とする。
- ２ 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 内容が法令に違反しないこと。
- 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。
- ３～４ (略)

(委員会の意見の聴取)

- 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
- 一～四 (略)
- 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第二十八条の五十二第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。
- 六～十六 (略)
- ２ (略)

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１ 審査基準

- (１) ～ (４８) (略)
- (４９) 第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可
- 第２８条の４１第３項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第２８条の１５の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添２)の該当部分に適合することとする。
- (５０) 第２８条の４６第１項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可
- 第２８条の４６第１項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第２項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第２８条の４６第１項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添３)に適合することとする。

■ 別添３「電気事業法第２８条の４６第１項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」より抜粋

１. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (１) 事務所の所在地について、会員が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をとることができる場所が記載されていること。
- (２) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 会員が推進機関に加入する際の手続
- ② 推進機関は、次に掲げる場合に、会員に対して、過怠金その他の制裁を科す旨
- イ 会員が第２８条の４０第１項第６号の指導・勧告に従わない場合
- ロ 会員が第２８条の４２第１項の規定による報告又は資料の提出を行わない場合
- ハ 会員が第２８条の４３の規定による情報提供を行わない場合
- ニ 会員が第２８条の４４第１項の規定による指示に従わない場合
- ホ 会員が法令に適合しない行為を行っていると認められる場合
- ヘ 会員の行為が推進機関の業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- ③ 会員は、送配電事業者（一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び特定送配電

- 事業者)により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者)により構成されるグループ並びに発電事業者及び特定卸供給事業者により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨
- (3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 第28条の33第1号から第4号までに掲げる事項及び電気事業法に特別の定めがあるもののほか、少なくとも事業計画及び事業報告書に関する事項が総会の決議事項である旨
- ② 送配電等業務指針の策定又は変更が総会への報告事項である旨
- ③ 総会における議決権については、上記(2)③の各グループの議決権の総数がそれぞれ同数である旨
- ④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電事業又は特定卸供給事業及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨
- ⑤ 一の事業者及びその子法人等(一の事業者が法人等(法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。)の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。)が上記(2)③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨、ただし、(2)③の送配電事業者グループにおいて、一般送配電事業者が該当する場合にあっては、当該一般送配電事業者が議決権を有する旨
- ⑥ 会員は、推進機関に対して、総会における議決権の設定に必要な情報を提出しなければならない旨
- ⑦ 理事長は、会員から会議の目的である事項を示して請求があった場合であって、当該会員の議決権の合計が総会員の議決権の合計の5分の1以上であるときは、臨時総会を招集しなければならない旨
- ⑧ 経済産業省の職員及び発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)を設置する者であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べることができる旨
- ⑨ 総会の議事録は、原則として公表する旨
- (4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 役員に関する次に掲げる事項
- イ 役員は、理事長1人、理事5人以内、監事2人以内とする旨
- ロ 理事長及び理事は、常勤とする旨
- ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後2年間、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
- ニ 電気事業者の役職員であった者が役員となる場合、上記(2)③の各グループから1人ずつ役員を選出する旨及び当該役員は、各グループの利害にかかわらず、中立的でなければならない旨
- ホ 理事長は、特定の電気事業者若しくは特定の電気事業者と密接な関係を有する事業者又は電気事業に関する特定の団体の利益を代表する立場の者でないものとする旨
- ヘ 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範
- (i) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
- (ii) 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項
- (iii) 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
- (iv) 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
- (v) 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- (vi) 倫理的行動に関する事項
- (vii) 有価証券等の売買に関する事項
- ト 役員等の処分に関する事項
- ② 理事会に関する次に掲げる事項
- イ 理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨及び監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べることができる旨
- ロ 理事会において、理事は各1個の議決権を有する旨及び理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する旨
- ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨
- (i) 総会に諮らうとする事項(定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員の選任又は解任、事業計画及び事業報告書等)
- (ii) 会員に対する制裁
- (iii) 役職員の処分
- (iv) 職員の任免
- (v) 組織及び職位の改廃又は新設
- (vi) 評議員の任免
- (vii) 評議員会から提出された意見に対する理事会の見解
- (viii) 送配電等業務指針の策定又は変更
- (ix) 広域連系系統(地域間連系線、地内基幹送電線(※)、母線(※)及び変圧器(※)をいう。以下同じ。)の長期の整備計画に関する事項(※)使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。
- (x) 供給計画の取りまとめに関する事項
- (xi) 系統アクセス業務に関する事項
- (xii) 入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するた

めの仕組み（以下「容量市場」という。）に関する事項

- (x iii) 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電等電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み（以下「電源入札等」という。）に関する事項
 - (x iv) 第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2 に規定する交付金の交付及び納付金の徴収、第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 3 に規定する解体等積立金並びに第 28 条の 40 第 2 項第 2 号に基づき行う入札に関する事項
 - (x v) 推進機関が第 28 条の 40 第 2 項第 1 号に掲げる業務を行う場合にあっては、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）に関する事項
 - (x vi) その他重要な意思決定事項（会員に対する指示、電気供給事業者に対する指導・勧告、会員に対する資料提出要請、対外的な情報発信等）
 - ニ 理事会の開催に関する事項
 - ホ 理事会の議事録は、原則として公表する旨
 - ヘ 理事会は、事業者、有識者等の意見を聴取するため、必要に応じ、委員会等を設置することができる旨
- (5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関における評議員会の位置付け
 - ② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨
 - イ 定款の変更
 - ロ 予算の決定又は変更
 - ハ 業務規程の変更
 - ニ 決算
 - ホ 組織の改廃又は新設
 - ヘ 送配電等業務指針の策定又は変更
 - ト 広域連系系統の長期の整備計画に関する事項
 - チ 供給計画の取りまとめに係る第 29 条第 2 項の意見の送付に関する事項
 - リ 電源入札等に関する事項（緊急の場合を除く。）
 - ③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨
 - イ 苦情処理に関する事項
 - ロ 系統の供給信頼度評価に関する事項
 - ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況
 - ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況
 - ホ 容量市場の運営状況に関する事項
 - ヘ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況
 - ④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成とする旨及び評議員の任期に関する事項
 - ⑤ 評議員会の開催に関する事項
 - ⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨
 - ⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨
- (6) 会費等に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
 - ② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者又は配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者又は配電事業者である会員にその事業の開始以後において課す旨
 - ③ 電源入札等を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
 - ④ 容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨
 - ⑤ 推進機関が第 28 条の 40 第 2 項第 1 号に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
 - ⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第 2 条の 2 第 2 項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第 28 条第 1 項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付の業務に必要な費用については、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員に課す旨
- (7) 財務及び会計に関する事項として、事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余额を翌年度に繰り越す旨が記載されていること。
- (8) 金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる旨及び借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる旨が記載されていること。
- (9) 業務上の余裕金の運用をするに当たっては、第 28 条の 55 の規定を、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 6 第 2 項に規定する解体等積立金並びに再生可能エネルギー電気特措法第 31 条第 1 項及び第 38 条第 1 項に規定する納付金の運用をするに当たっては、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 15 及び第 41 条の規定を、それぞれ遵守することが記載されていること。
- (10) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されているこ

と。

- (1 1) 広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、第 9 9 条の 8 の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受ける旨が記載されていること。
2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (1) 第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 号の監視を行うため、会員から、翌日、翌々日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨
- ② 推進機関は、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し並びに我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況並びに我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨
- ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨
- ④ 推進機関は、需給がひっ迫し、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれる場合の対応について定める旨
- (2) 第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 2 号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 号の監視により、会員の需要想定が、過去の実績、契約電力等に照らして適切でない場合、会員の需要想定に比して当該会員の供給力が不足すると見込まれる場合その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、当該会員に対して、必要な指示を行う旨
- ② 電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨
- ③ 推進機関は、会員に対し指示を行った場合、これを速やかに公表する旨
- (3) 第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 3 号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも、送配電等業務指針の策定又は変更を行う場合には、理事会における審議に先立って、会員からの意見を十分に聴取する旨その他の送配電等業務指針の策定又は変更に関する手続が記載されていること。
- (4) 第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 4 号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が長期（1 0 年間）の需要想定を策定する旨及び推進機関は、必要に応じ、会員に対して、当該会員が需要想定を策定するために参考となる情報を提供する旨
- ② 推進機関が策定する需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨
- イ 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定対象及び想定需要区分等）
- ロ 供給区域の需要の想定方法
- ハ 小売需要の想定方法
- ③ 第 2 9 条第 2 項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じて、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、広域系統整備計画への適合性を確認する旨。
- ④ 推進機関は、必要に応じて、会員と供給計画について必要な調整を行う旨
- ⑤ 長期の電気の需給の見通し等を広く公表する旨
- ⑥ 推進機関は、我が国全体における広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下単に「長期方針」という。）を策定する旨
- ⑦ 推進機関が策定する長期方針には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨
- イ 以下の事項を含む広域連系系統の整備の基本的な考え方
- (i) 我が国全体における将来の電気の需給に関する事項
- (ii) 我が国全体における将来の広域連系系統の在り方に関する事項
- ロ 以下の事項を含む広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
- (i) 上記イ (i) の検討に際しての留意事項
- (a) 前年度までの電気の需給の状況
- (b) 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し
- (c) 一般送配電事業者の供給区域の特性
- (ii) 上記イ (ii) の検討に際しての留意事項
- (a) 広域的な電力取引の環境整備の見通し
- (b) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
- (c) 一般送配電事業者の供給区域の特性
- (d) 流通設備の経年情報や技術開発の進展等の技術的情報
- ハ その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項
- ⑧ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
- イ 長期方針は、透明性を確保した手続で作成し、策定後直ちに公表されるべきものであること。
- ロ 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定され、かつ、必要に応じて不定期に改定されるものであること。
- ハ 長期方針の不定期な改定に係る具体的な方法
- ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令（平成 1 2 年政令第 2 9 3 号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。
- ホ 長期方針は、1 0 年を超える長期を見通して、我が国全体のあるべき電力系統の姿を示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること。
- ヘ 長期方針は、電気事業者や海外諸国の関係機関等との意見等を踏まえた検討を経て策定されるものであること。
- ⑨ 推進機関は、広域連系系統の整備計画を策定する旨及び広域連系系統の整備計画の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえた検討を行う旨
- ⑩ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者又は配電事業者による適切な流通設備の整備計

- 画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者又は配電事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑪ 推進機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑫ 推進機関は、次に掲げる場合に広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始する旨
- イ 以下のいずれかの場合
- （i） 複数の発電等用電気工作物の計画外停止が発生し、一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず電気の供給支障が発生した場合（再閉路により供給支障が解消した場合を除く。）
 - （ii） 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され、電気の安定供給を確保する必要があると認められる場合
- ロ 推進機関が、以下のいずれかに該当し、広域的な電力取引の環境整備が必要と認める場合
- （i） 将来の電源の開発動向を基に広域連系系統の混雑を把握し、その系統の混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用の評価の結果、便益が費用を上回ることが見込まれる場合
 - （ii） 電気供給事業者からの申出により、電気供給事業者の発電等用電気工作物の出力制限量や他の検討案件において増強の計画がないことを確認の上、広域系統整備を検討する必要性について評価した結果、上記（i）に相当する場合
 - （iii） 上記（i）及び（ii）の広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合
- ハ 一般送配電事業者より、電気の安定供給を確保する観点から提起があり、上記イ（i）又は（ii）に該当すると認められる場合
- ニ 国からの広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合
- ⑬ 推進機関は、計画策定プロセスの進め方の決定に当たり、少なくとも次に掲げる事項を確認する旨
- イ 過去に検討済み又は検討中若しくは検討予定の他の案件との同一性
- ロ 計画策定プロセスを継続する必要性
- ハ 計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の策定までの期間
- ⑭ 推進機関は、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合には、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして利益を受ける者（以下「受益者」という。）の範囲を決定するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意する旨
- イ 広域系統整備を行う必要性の有無の検討において、次の事項を考慮すること。
- （i） 広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新增設、既設電源の供給力の増加等）
 - （ii） 広域系統整備に要する費用
 - （iii） 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
 - （iv） 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
 - （v） 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
 - （vi） その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- ロ 広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、広域系統整備の基本要件と受益者の範囲の決定において、次の事項を考慮すること。
- （i） 検討提起者の意見（一般送配電事業者の提起により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）
 - （ii） 国の要請の内容（国の要請により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）
 - （iii） 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見
- ハ 推進機関は、広域系統整備の基本要件として、少なくとも次の事項を記載すること。
- （i） 増強の目的及び期待される効果
 - （ii） 必要な増強容量
 - （iii） 広域系統整備が必要となる時期
 - （iv） 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）
 - （v） 概算工事費から試算した特定負担額の見通し
 - （vi） 今後のスケジュール
- ⑮ 推進機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定した上、以下の手続を行う旨
- イ 募集を行うと決定した場合は、次に掲げる手順に従うこと。
- （i） 実施案募集の公表
 - （ii） 公募要綱の策定・公表
 - （iii） 応募意思の確認
 - （iv） 応募資格の審査
 - （v） 説明会の開催
 - （vi） 応募に必要な情報の提供
 - （vii） 実施案の受領
- ロ 推進機関は、上記イの手順において、応募意思を有する事業者がいない場合、公募要綱で定める応募資格を満たす事業者がいない場合又は実施案の提出がない場合には、実施案の募集を取り止めること。
- ハ 推進機関は、上記ロで実施案の募集を取り止めた場合又は実施案の募集を行わないと決定した場合は、推進機関が選定した事業者を実施案の提出を求めることができること。
- ⑯ 推進機関は、以下の手順で広域系統整備の実施案及び事業実施主体を決定する旨
- イ 実施案及び事業実施主体の決定に当たり、次の事項を総合的に評価すること。
- （i） 公募要綱等への適合性
 - （ii） 経済性

- (iii) 系統の安定性
- (iv) 対策の効果
- (v) 事業実現性
- (vi) 事業継続性
- (vii) その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項
- ロ 推進機関は、必要に応じて、実施案の修正協議を行うこと。
- ハ 推進機関は、必要に応じて、事業実施主体以外の他の電気供給事業者に対し、次の事項を確認すること。
 - (i) 既設の電力設備の増強・改造等の必要性に関する検討方法及び結果の妥当性
 - (ii) 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用の妥当性
 - (iii) 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無及び影響がある場合にはその対策
- ⑪ 推進機関は、以下の手順で受益者及び費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する旨
 - イ 法令その他国が定める指針に基づき、受益者が受益の程度に応じて広域系統整備に要する費用を負担することを原則として、受益者の範囲以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案を検討すること。
 - ロ 上記イの検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討の結果を示し、適宜の方法で個別に意見を求めること。
 - ハ 委員会における費用負担候補者の意見に関する検討を踏まえ、費用負担割合等の案を決定の上、費用負担候補者に通知すること。
 - ニ 上記ハの通知を行った費用負担候補者から費用負担割合等の再検討の要請を受けた場合、再び費用負担割合等の案を決定し、その結果を費用負担候補者に通知すること。
 - ホ 上記ハ及びニの費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定すること。
- ⑫ 推進機関は、計画策定プロセスの進め方において定めた広域系統整備計画の策定までの期間内に広域系統整備計画の策定ができない場合には、当該期間内に、新たに広域系統整備計画の策定までの期間を決定するとともに、中間報告を作成し、当該期間及び中間報告を公表する旨
- ⑬ 推進機関が策定する広域系統整備計画には、少なくとも次に掲げる事項が記載されていなければならない旨
 - イ 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
 - ロ 整備又は更新をしようとする流通設備
 - ハ 流通設備の整備又は更新の方法
 - ニ 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及び考え方
 - ホ 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期
 - ヘ 事業実施主体
 - ト その他広域連系系統の整備に関する事項
- ⑭ 推進機関は、次の場合に計画策定プロセスを終了する際には、提起を行った者又は検討を要請した者並びに費用負担候補者の意見を聴取する旨
 - イ 計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合
 - ロ 広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合
 - ハ 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合
 - ニ その他委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合
- ⑮ 第28条の40第1項第4号の検討を行うため、電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨
- (5) 第28条の40第1項第4号の2に掲げる業務に関する事項として、第33条の2第3項の規定に基づく災害時連携計画の検討及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法が記載されていること。
- (6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 容量市場の運営に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
 - イ 推進機関は、将来必要となる供給力を確保する手段として、容量市場を開設し、入札を実施する旨
 - ロ 推進機関は、容量市場の運営業務に必要なシステムを導入する旨
 - ハ 推進機関は、容量市場の運営業務に必要なマニュアルを策定し、公表する旨
 - ニ 推進機関は、参加登録の受付、入札募集要綱の策定、約定処理、入札後の契約締結、落札者の契約履行状況の評価、決済、又は契約に基づく違約金の請求若しくは重大な違反行為を行った電気供給事業者に対する容量市場への参入規制（以下「ペナルティ」という。）その他容量市場の運営に必要な業務を行う旨
 - ホ 推進機関は、入札で募集する供給力と価格の関係を示した曲線を決定するにあたり、まず国が関連する審議会等へその原案を提出し、意見を求めた上で決定する旨
 - ヘ 推進機関は、通常の入札条件によって必要な供給力が確保できず、将来における需給がひっ迫するおそれのある場合又は電力の安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合その他推進機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札を実施することができる旨
 - ト 推進機関は、容量市場の入札の結果を定期的に評価し、有識者を含めた委員会における検討及び審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の業務の改善等について検討する旨
 - チ 推進機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、公表する旨
 - リ 推進機関は、容量市場の入札のシミュレーションを行うための必要な分析ツールを 具備する旨
 - ヌ 容量市場に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- ② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
 - イ 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨
 - ロ 電源入札等の対象は、発電等電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者とする旨
 - ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨
 - (i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた

場合

- (a) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務、容量市場の入札の結果等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合
- (b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電等電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合
- (ii) 一般送配電事業者又は配電事業者より検討の必要性の提起があった場合
- (iii) 経済産業大臣からの検討の要請があった場合

ニ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた委員会を設置し検討を行う旨

ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電等電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況を委員会に報告する旨

ヘ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

(7) 第28条の40第1項第5号の2に掲げる業務に関する事項として、変電用、送電用

及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付する旨が記載されていること。

(8) 第28条の40第1項第5号の3に掲げる業務に関する事項として、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定する旨が記載されていること。

(9) 第28条の40第1項第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

① 第28条の40第1項第1号の監視を通じて、会員が需給バランスを確保する見込みがないと認められる場合

② 第28条の40第1項第5号の容量市場の運営業務を行うにあたり、電気供給事業者が業務規程の容量市場に関する規定に基づき推進機関が行うペナルティに従わない場合

③ 第28条の40第1項第7号の苦情の処理及び紛争の解決を行うに当たり、必要があると認められる場合

④ 第28条の40第1項第8号の連絡調整を行うに当たり、地域間連系線の運用容量若しくはマージンの算定又は系統アクセス業務において、会員が正当な理由なく、必要な調整に応じない場合

⑤ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめの結果、当該供給計画が送配電等業務指針、広域連系系統の整備計画等に照らして不適切であると認められる場合

⑥ ①から⑤までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っているとして認められる場合

(10) 第28条の40第1項第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 苦情受付、相談、あっせん及び調停を行うために必要な体制を整える旨

② 紛争の解決については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の規定に準じて行う旨

(11) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 送配電等業務に関する情報提供については、「系統情報の公表の考え方」（2015資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づいて行う旨

② 推進機関は、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）により、法令に基づき必要となる需要者の承諾を得た小売電気事業者が、当該需要者に関する必要な情報を入手できる環境を提供する旨

③ 推進機関は、スイッチング件数の推移等を監視し、その利用状況を公表する旨

④ スwitching支援システムの利用に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

⑤ 推進機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた広域連系系統の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を一般送配電事業者たる会員に通知する旨

⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項

イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手続等地域間連系線に係る業務の手順

ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨、また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨

ハ マージンは、推進機関が定期的に必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する旨

ニ 実需給断面におけるマージンは、各供給区域における供給予備力が必要量確保されている場合には0とするものとする旨及び0とならない場合には、あらかじめ、その理由が明らかにされなければならない旨

ホ 特定の供給区域において、再生可能エネルギー電気等を発電する発電設備の増加等により、調整力が不足し、当該特定の供給区域において周波数調整ができない、又はできないおそれがあると認められる場合の広域的な周波数調整を行うための要件及び実施手順を定める旨

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電等電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）の2.（1）から（5）までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨

ニ 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期的に系統

- アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨
- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、「電気事業法第 28 条の 4 第 1 項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添 4）の 2.（4）②及び⑤、（5）②及び⑥並びに（6）②及び⑥の案件並びに（10）により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨
- ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電等電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があることを説明しなければならない旨
- ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、近隣の電源接続案件の募集手続の開始を要請する旨
- チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する旨
- リ 推進機関は、近隣の電源接続案件の募集手続の実施に当たって必要となる事項について定める旨
- ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 8 条第 1 項の規定による指定に関する国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者又は配電事業者へ通知又は依頼する旨
- ル 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨
- ⑧ 卸電力取引所において成約した取引に関する情報の把握の方法
- ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が「電気事業法第 28 条の 4 第 1 項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添 4）の 7.（6）①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、N－1 故障（送配電線 1 回線、変圧器 1 台、又は発電機 1 台その他の電力設備の単一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制が実施された場合の費用精算の妥当性を検証し、確認する旨
- （12）第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2 に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 3 項及び第 7 項並びに第 2 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する供給促進交付金に係る事項
- ② 再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する調整交付金に係る事項
- ③ 再生可能エネルギー電気特措法第 28 条第 2 項及び第 30 条に規定する系統設置交付金に係る事項
- ④ 再生可能エネルギー電気特措法第 31 条第 1 項及び第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する納付金に係る事項
- ⑤ 再生可能エネルギー電気特措法第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項及び第 2 項に規定する納付金に係る事項
- ⑥ 再生可能エネルギー電気特措法第 40 条第 1 項に規定する徴収等業務規程に係る事項
- ⑦ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成 29 年経済産業省令第 5 号）第 7 条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 13 条の 10 及び第 34 条の 4 で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
- ⑧ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 40 条第 1 項に規定する納付金徴収等業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- （13）第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 3 に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 13 に規定する積立金管理業務に係る事項
- ② 再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 14 第 1 項に規定する積立金管理業務規程に係る事項
- ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第 7 条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 13 条の 10 及び第 34 条の 4 で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
- ④ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 13 に規定する積立金管理業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- （14）第 28 条の 40 第 1 項第 9 号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、毎年度、次に掲げる事項を含んだ報告書を作成し、これを公表する旨
- イ 前年度までの電気の需給（一般送配電事業者である会員の供給区域における周波数や電圧の変動、停電の情報を基礎とする供給区域ごとの状況、リスク要因の評価・分析を含む。）並びに広域連系系統及び系統アクセスの状況
- ロ 将来の電気の需給、広域連系系統及び系統アクセスの状況の見通し
- ハ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析及び当該分析を踏まえた対策案
- ② 推進機関は、地域間連系線の利用状況に応じた各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ③ 推進機関は、一般送配電事業者である会員の供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ④ 推進機関の業務に関する情報の収集及び調査分析を行う旨並びに当該情報及び調査分析結果を国内外に積極的に発信するために必要な体制
- ⑤ 災害等が発生した場合には、推進機関が緊急対策本部等を設置する旨及び災害等が発生した場合における参集基準その他の会員が協調して災害復旧等に取り組むために必要な事項。また、災害等が発生した場合には、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者である会員の供給区域の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する情報を報告する旨。
- ⑥ 推進機関と会員の連携体制を確認する観点から、少なくとも年に 1 度、災害等対策訓練を実施する旨及び推進機関が被災した場合等においても他の代替拠点等においてその業務を継続し、又は速やかに再開するための業務継続計画（BCP）を策定する旨。また、少なくとも次の情報を会員から定期に受け取る旨。
- イ 電気工作物の所在地及びその性能
- ロ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）

- ハ 災害対策のための資機材の保有の状況
 - ニ 災害対策のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況
 - ホ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- ⑦ 推進機関は、会員に対するサイバーセキュリティ対策に関する情報提供を行う旨
- （１５）推進機関が第２８条の４０第２項第１号に掲げる業務を行う場合にあっては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、必要に応じ災害等扶助交付金を一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者たる会員に交付する旨及び交付額の決定に必要なとなる事項を定める旨
 - ② 推進機関は、災害等扶助交付金の交付対象と認められる額から当該会員による一割の自己負担分を控除した額を交付する額とする旨
 - ③ 推進機関は、災害等扶助交付金の交付のため、積立基準額及び事業年度毎の拠出金（１．（６）⑤に規定する拠出金をいう。以下④から⑥までにおいて同じ。）の総額を、令和７年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する旨
 - ④ 推進機関は、積立基準額及び事業年度毎の拠出金の総額について少なくとも５年ごとに見直しを行う旨
 - ⑤ 推進機関は、事業年度末において積立基準額を上回る積立残高がある場合においては、当該事業年度の次の事業年度においては会員に対して拠出金を課さない旨
 - ⑥ 推進機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の額が積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される拠出金をもって交付する旨
- （１６）推進機関が第２８条の４０第２項第２号に掲げる業務を行う場合にあっては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 再生可能エネルギー電気特措法第７条第１０項に規定する入札業務を行う旨
 - ② 再生可能エネルギー電気特措法第８条の２第１項に規定する入札業務規程に係る事項
 - ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第７条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第１３条の１０及び第３４条の４で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
 - ④ 推進機関は、入札業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- （１７）上記１．（２）③のそれぞれのグループに対する公平性を確保すること、需要家利益に配慮すること、透明性を確保することその他の推進機関の業務運営の基本方針及び上記（９）の業務等により得られた知見を、各業務に反映させる仕組みが記載されていること。
- （１８）理事会、評議員会及び個別課題に対応して設置される委員会等の議事録は、原則として公表する旨及びその具体的な方法並びに外部からの情報公開の請求があった場合における具体的な対応方法が記載されていること。
- （１９）組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が業務を行う時間及び場所並びに第２８条の４０第１項第１号の監視等の業務については、２４時間これを行う旨
 - ② 理事会の決議事項のうち、送配電等業務指針の策定又は変更その他の会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
 - ③ 理事会の決議事項のうち、広域連系系統の整備計画の策定又は変更その他の電力系統の運用に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
 - ④ 業務の内容に応じて、弁護士、公認会計士、電力系統の運用に専門的な知見を有する者等を、役員又は職員として確保する旨が定められていること。
 - ⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨
 - ⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨
 - ⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨
 - ⑧ 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨
 - ⑨ 職員に関する次に掲げる事項
 - イ 多様な専門性を有した十分な数の職員を事務局の職員として確保する旨
 - ロ 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、当該出向者が業務を行う部署が、上記１．（２）③の特定のグループの出身者によって著しく多数を占められることがないよう留意する旨
 - ハ 出向者の専門性に偏りがないう留意する旨
 - ニ 推進機関のプロパーを偏ることなく配置するよう留意する旨
 - ⑩ 任期付き任用等の柔軟な雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局体制を構築する旨
 - ⑪ 女性を積極的に登用する旨
- （２０）職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が記載されていること。
- ① 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
 - ② 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項
 - ③ 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
 - ④ 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
 - ⑤ 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
 - ⑥ 倫理的行動に関する事項
 - ⑦ 有価証券等の売買に関する事項
 - ⑧ 他の組織から出向している職員が、出向元と利害関係を有する業務に主担当として携わることを禁止するなど、適切な業務執行に関する事項
- （２１）十分な拡張性のある情報処理システムを具備する旨、法制度等の見直し、システム利用者からの改善要請等に応じて、柔軟に当該情報処理システムを更新する旨並びに当該情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、公募を行うなど、透明性及び公平性を確保した調達を

- 行う旨が記載されていること。
- (2 2) 業務に関する帳簿、書類その他の情報の管理に関し、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な方法を就業規則、出向協定書等において定める旨
 - ② 公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号）の規定に基づき、独立行政法人等が行う文書の管理に準じた管理を行う旨
 - ③ 適切なサイバーセキュリティ対策を講じる旨
3. その他業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (1) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、推進機関がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。
 - ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
 - ③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。
 - ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
- (2) 技術的能力について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 緊急時も含めて適確に業務を遂行するために必要な情報を収集・集約することができる仕組みが整えられる見込みがあること。また、情報処理システムを含め、必要かつ十分な能力を備えた施設、設備等が、保有、貸借等により確保される見込みがあること。さらに、これらの施設、設備等を操るために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
 - ② 役員が十分な技術的能力・経験等を有していること。
 - ③ 技術的能力・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。また、当該職員が適切に配置される見込みがあること。
 - ④ 施設、設備等の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。
- (3) 業務の継続性について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 事務所、情報処理システム、情報の伝送手段等に関して、多重化が図られている、又は図られる確実性が高い具体的な計画を有していること。
 - ② 業務継続計画（BCP）が、推進機関が被災した場合等においてもその業務を継続し、又は速やかに再開するために十分なものであること。
- (4) 業務を開始するまでに行う準備に関する計画に、業務を開始するまでに行う事項及びその予定が記載されていること。
- 別添 4「電気事業法第 2 8 条の 4 6 第 1 項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」より抜粋
- 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 8 条の 4 6 第 1 項の規定による送配電等業務指針の認可に係る審査基準については、送配電等業務指針が、以下のとおり定められ、かつ、その内容が同条第 2 項各号に適合することとする。
1. 第 2 8 条の 4 5 第 1 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- (1) 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨
- ① 需要の見通し（節電、ディマンドリスポンスの見通しを含む。）
 - ② 電源開発計画
 - ③ 流通設備の更新計画
 - ④ 系統アクセス業務の状況
 - ⑤ 地内送電線における発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）の連系制約が発生している地域の状況
 - ⑥ 地域間連系線の運用容量に制約を与えている地内送電線の状況
- (2) 一般送配電事業者は、電気の安定供給の確保の観点から、推進機関に対して、広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）の開始を提起でき、また提起後に受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、提起の取り下げ等の行為を行うことができることとする旨
- (3) 電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、推進機関に対して、広域連系系統を増強するよう申し出ることができることとする旨
- (4) 広域連系系統に係る建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）及びこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集についての応募意思を有する応募資格者は、応募意思を表明する文書を提出する旨
- (5) 実施案の募集への応募資格を満たす有資格事業者は、実施案の作成のために必要がある場合は、推進機関に対し、次に掲げる情報の提供を求めることができる旨
- ① 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）
 - ② 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）
 - ③ 設備の諸データ（電圧、設備容量、運用容量、インピーダンス等）
 - ④ 予想潮流図
 - ⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
 - ⑥ 推進機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ
 - ⑦ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報
- (6) 有資格事業者が実施案を推進機関に提出する際の内容について定める旨
- (7) 広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面により費用負担意思を回答しなければならない旨
- (8) 実施案の費用負担候補者が、費用負担割合等の案の通知内容に不服がある場合は、費用負担割合等の再検討を要請することができる旨
- (9) 広域系統整備計画の事業実施主体は、推進機関が広域系統整備交付金交付業務を行うため、第 2 8 条の 4 8 第 2 項第 1 号の電気工作物の整備又は更新に関する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨
- (1 0) 広域系統整備計画の事業実施主体は、系統設置交付金の算定に資するため再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第 2 8 条第 3 項の系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を推

進機関に提出しなければならない旨

(1 1) (1) から (1 0) までのほか、総合資源エネルギー調査会令（平成 1 2 年政令第 2 9 3 号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）を踏まえ、第 2 8 条の 4 5 第 1 号に規定する事項について指針とすべき事項

2. 第 2 8 条の 4 5 第 2 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 一般送配電事業者が、発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに当たる標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他の系統アクセスに係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法（※）

事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではない。）

接続検討：系統アクセスの可否に係る検討

契約申込み：系統アクセスの申込み

(2) 一般送配電事業者は、系統アクセスに係る情報の提示、事前相談、接続検討、契約申込み等を受け付ける窓口を各社ホームページにおいて明示的に示さなければならない旨

(3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

① 「系統情報の公表の考え方」（2 0 1 5 資電部第 1 7 号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づき、系統情報の提示を行う。

② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電希望地点及び放電希望地点、これらの希望地点の発電等用電気工作物を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置並びに当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明を行う。

③ 系統連系希望者が求める系統情報の提示の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対し、その理由及び閲覧可能な情報を提示する。

(4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨

② 当該案件が、一定規模（「電気事業法第 2 8 条の 1 5 の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添 3）の 2. (1 1) ⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに (5)、(6) 及び (8) において同じ。）以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨

④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、

① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨

② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、接続検討を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨

④ 系統連系希望者が希望した受電電力に対する連系ができなかった場合や、運用上の制約が生ずる場合にあっては、上記③の事項に加え、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合には、一般送配電事業者が、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の系統連系希望者による増強を実現する手法があることについて回答書において明示しなければならない旨

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

(6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込みに係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、契約申込みを受け付けた場合には、

① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨

② 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、契約申込みを受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

③ 接続検討結果に基づき、系統連系工事設計を行い、契約申込みに対する回答を書面にて回答しなければならない旨

④ 上記③の回答が、接続検討結果と異なる場合には、その旨及び異なることとなった理由を、系統連系希望者に対して、説明しなければならない旨

⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨

⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電等用電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

- (7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費負担金概算の算定に当たっては、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015 資電部第16号)に基づき、検討を行う旨
- (8) 一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討を希望する者(旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者を除く。)は、一般送配電事業者又は推進機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる旨並びに旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者は、一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討の申込みを希望する場合には、推進機関に対して申込みを行わなければならない旨
- (9) 一般送配電事業者は、推進機関から事前相談又は接続検討の依頼を受けた場合であって、推進機関が指定する期間内に回答ができない場合には、推進機関に対し、その理由を、書面にて提出しなければならない旨
- (10) 一般送配電事業者は、審議会等を踏まえ、一定の電源に係る系統アクセスの案件について、定期的に、少なくとも、事前相談、接続検討及び契約申込みに係る電圧階級別の受付日及び回答日を推進機関に提出しなければならない旨
- (11) 一般送配電事業者は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨及びその標準処理期間を定める旨
- ① 募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法
 - ② 応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、2.(5)に準じて回答を行う方法
- (12) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電等用電気工作物の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け出る旨
- (13) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(16 資電部第114号)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電等用電気工作物及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨
- (14) 一般送配電事業者は、電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が一定規模以上減少する場合の取扱いについて定める旨
- (15) 一般送配電事業者が、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(11)⑦ヌの通知又は依頼を受けた場合に行う連系予約(送電系統へ発電等用電気工作物が連系等されたものとして取扱うことをいう。)及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続
- (16) (1) から (15) までのほか、審議会等を踏まえ、第28条の45第2号に規定する事項について指針とすべき事項
3. 広域的運営推進機関に関する省令(平成26年経済産業省令第36号。以下「省令」という。)第13条第1号に掲げる事項として、上記1.に準じた内容が記載されていること
4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2.に準じた内容が記載されていること
5. 省令第13条第3号に掲げる事項として、上記2.(14)に準じた内容が記載されていること
6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること
- (1) 需要想定に関する事項
- 一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、少なくとも次に掲げる考え方及び推進機関が策定した需要想定要領に基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨
- ① 一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を推進機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨
 - ② 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、推進機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨
- (2) 供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項
- 電気供給事業者は、推進機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
- (3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項
- ① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - ② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - ③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
- (4) (1) から (3) までのほか、審議会等を踏まえ、省令第13条第4号に規定する事項について指針とすべき事項
7. 省令第13条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること
- (1) 需給計画に関する事項
- 会員は、推進機関に提出する翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画において、合理的な予測に基づく需要想定及びこれに応ずる計画を記載しなければならない旨
- (2) 一般送配電事業者及び配電事業者による調整力(「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(14)③に規定する調整力をいう。以下同じ。)の確保に関する事項
- ① 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする

- 調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する計画を推進機関に提出しなければならない旨
- ② 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨
- ③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、必要となる調整力を調達する場合は、公募等を行わなければならない旨
- (3) 作業停止計画（流通設備又は発電等用電気工作物について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電等用電気工作物の停止に関する計画をいう。以下同じ。）の調整に関する事項
- ① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順
- イ 電気供給事業者は、その維持及び運用する設備の作業停止計画を、一般送配電事業者に対して、提出しなければならない旨
- ロ 一般送配電事業者は、発電計画（発電及び放電に関する計画をいう。以下同じ。）に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨
- ② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りまとめられたときは、発電計画に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨
- ③ 一般送配電事業者及び配電事業者並びに当該一般送配電事業者又は当該配電事業者の電力系統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨
- (4) 地域間連系線の運用に関する事項
- ① 運用容量の算定に係る事項
- イ 運用容量は、地域間連系線等に通常想定し得る設備故障が発生した場合においても、系統の安定運用が可能とするために必要な容量を定めるものとする旨
- ロ 運用容量は、原則として、30分毎の断面で定めるものとする旨
- ハ 運用容量は、自然変動電源の接続等により電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる期間、その空容量の状況に応じて、例えば、安定度制約が生じない地域間連系線において、期間を限定して短時間に限定した熱容量を運用容量として設定するなどにより、地域間連系線利用を拡大させるものとする旨
- ② 出力制御に制約等のある電源等の取扱いに係る事項
- 出力制御に制約等のある電源等は、地域間連系線の混雑の発生に伴う出力抑制の対象外とする旨
- (5) 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域的な周波数の調整を行うための手順等に従い必要な措置を講じる旨
- (6) 下げ代不足の場合に関する事項
- ① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨
- イ 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保する調整力並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電設備等の出力抑制（※1）、揚水式発電機の揚水運転及び需給バランス改善用の蓄電設備の充電
- ロ 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電設備等の出力抑制（※1、※2、※3）、揚水式発電機の揚水運転及び需給バランス改善用の蓄電設備の充電
- ハ 地域間連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）
- ニ バイオマス発電設備の出力抑制（※4）
- ホ 自然変動電源（太陽光発電設備・風力発電設備）の出力抑制（※5）
- ヘ 第28条の44に基づく推進機関の指示
- ト 長期固定電源の出力抑制
- ※1 火力発電設備等には、バイオマス混焼発電（地域資源バイオマス発電設備を除く。）を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因により出力を調整できないものは対象外とする。
- ※2 原則、発電事業者に差損が発生しない範囲内で発電計画の変更を指令するものとするが、必要に応じて、発電事業者に差損が発生する場合にも指令できる。
- ※3 オンライン調整が可能な発電用の電気工作物であっても、一般送配電事業者及び配電事業者からオンライン指令する契約をしない場合には、オンラインでの調整ができない火力発電設備等を含む。
- ※4 バイオマス専焼の出力抑制後に地域資源バイオマス発電設備の出力抑制（出力抑制が困難なものを除く。）を行う。
- ※5 再生可能エネルギー電気特措法の対象電源と再生可能エネルギー電気特措法の対象外電源は同列とする。ただし、再生可能エネルギー電気特措法の対象電源間の出力抑制の順序は、再生可能エネルギー電気特措法関連法令等に従うこととする。
- ② 一般送配電事業者は、想定を超える発電量及び放電量の発生により下げ代不足が発生し、電気の需給を改善する必要が認められる場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指示の発動は、上記①の順位による。）
- ③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデータを推進機関に提出しなければならない旨
- (7) 緊急時の対応に関する事項
- ① 電気供給事業者は、災害等の緊急時には、推進機関と連携し、災害等への対応を行わなければならない旨
- ② 電気供給事業者は、平時より、業務規程に定める情報の提出、推進機関による訓練への参加その他の推進機関からの要請に応じて適切に対応しなければならない旨
- (8) 電力融通に関する事項
- 一般送配電事業者は、推進機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般送配電事業者の系統部門間の電力融通を行う場合の取引価格等をあらかじめ公表しなければならない旨
- (9) 災害等扶助交付金の交付申請に関する事項
- 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部について、推進機関に対して、第28条の40第2項第1号に掲げる交付金の交付を申請できる旨

(10)(1)から(9)までのほか、審議会等を踏まえ、電気供給事業者が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項

8. 省令第13条第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

- (1) 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、系統情報ガイドラインに関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨
- (2) 一般送配電事業者は、推進機関が、系統情報ガイドラインの内容を踏まえて系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく、推進機関に提出しなければならない旨

経 済 産 業 省

20230616電委第2号
令和 5 年 6 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和5年6月12日付け20230607資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230616電委第3号

令和 5 年 6 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和5年6月12日付け20230607資第15号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。